

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条の規定に基づき、公益社団法人中部圏不動産流通機構（以下、「機構」という。）役員報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 機構は、役員への報酬等は支給しない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。